

法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査結果報告書に必要な書類

書類は2部（正本・副本）提出してください。
図面は、方位がわかるように記入してください。

	注意点	チェック欄
1 周辺地図	事業所の周辺状況が分かるもの。	
調査の概要	下記 を参考に概要を記載する。	
2-1 調査対象地の地番	—	
2-2 調査期間	全体の調査期間、段階ごとの調査期間及び分析期間を記載する。	
2-3 面積	調査対象となる面積を記載する。	
2-4 調査・分析機関	指定調査機関、分析機関、指定番号等を記載する。	
2-5 分析・試料採取方法	物質ごとに分析方法を記載する。 土壤調査に係る採取方法を記載する。	
2-6 試料採取対象物質	選定した理由及び物質ごとの汚染のおそれの区分について記載する。	
2-7 調査地点数	物質ごとに分けて示す。	
3 調査対象地の土壤汚染のおそれの把握に係る書類 (地歴調査結果)	記載する内容は、市条例に基づく「資料等調査結果報告書」の記載例を参考にし、土地の利用履歴、有害物質取扱状況等について記載する。 また、汚染のおそれの区分図を作成し添付する。	
4 試料採取地点図	起点を明記したメッシュ図を用い、試料採取する地点を図で示す。 区画を統合する場合は統合したことを明記し、統合後の区画の面積を示す。 なお、区画の中心以外で試料採取する場合は地点の選定理由を記載する。	
5 調査結果一覧	調査結果を表などにまとめ、基準不適合である区画を示し基準不適合面積及び基準不適合である物質の名称等を記載する。 なお、含有量基準が不適合であれば、汚染土壤の直接摂取の経路が遮断されていること（舗装、立入禁止等）を記載する。	
6 汚染状態を明らかにした図面 (施行規則第1条第3項)	区画ごとの試料採取地点を示し、基準不適合だった物質が分かるように示す。	
7 試料採取状況等の写真	写真ごとに採取地点・採取日が分かるように示す。	
8 濃度計量証明書	土壤ガス調査を実施し、濃度計量証明書が発行されない場合は、土壤ガスチャートを添付する。	
9 公図※の写し（事業所全体）	公図上に対象範囲を示す。（必要に応じて合わせ公図を作成する） また、土壤汚染が確認された区画が、どの筆に該当するか分かるようにする。	
10 登記事項証明書※の写し（事業所全体）	調査対象地のすべての地番に係る登記事項証明書を添付する。	
11 法第3条ただし書の確認に関する情報	過去に法第3条ただし書に係る申請に基づく土壤調査の一時的免除の確認を受けている場合には、当該申請を行った年月日、廃止施設等を一覧表で示す。	
12 特定施設の廃止若しくは変更等の届出書の鑑又は法第3条ただし書の確認の取消通知の写し	水濁法第10条に基づく「特定施設使用廃止届出書」 水濁法第7条に基づく「特定施設設置変更届出書」 下水道法第12条の7に基づく「特定施設使用廃止届出書」 下水道法第12条の4に基づく「特定施設の構造等変更届出書」 のうち、本報告に係るものを添付する。	
13 自然由来特例区域、埋立地特例区域 又は埋立地管理区域に該当すると思われる根拠資料	自然由来特例区域、埋立地特例区域又は埋立地管理区域のいずれかに該当する場合は、根拠資料を添付する。	

※登記事項証明書、公図の取得について・・・法務局で取得することができます。
オンラインによる交付申請を行うことでも取得可能です。

○横浜地方法務局川崎支局
住所：川崎市川崎区宮前町12-11川崎法務総合庁舎
電話：044-244-4166

○横浜地方法務局麻生出張所
住所：川崎市麻生区上麻生1丁目3-14川崎西合同庁舎
電話：044-955-2222